

# 火災に遭われた方へ

被災された皆さまに対しまして、心より  
お見舞い申し上げます。

この手引きは、被災後の生活再建の一助  
となるよう、各種手続きに関してまとめた  
資料です。

全ての手続きについて網羅しているもの  
ではありませんが、各支援等を受ける際の  
参考としてお役立て下さい。

市 川 市

## 1. 被災された方への各種支援

項目	内容	問い合わせ
災害見舞金 及び 災害弔慰金	<p>住家が全焼・半焼・消火冠水のいずれかの被害を受けた場合に災害見舞金を支給します。</p> <p>(※被害の程度により金額が異なります。)</p> <p>また、火災により世帯員が亡くなられた場合には、災害弔慰金を支給します。</p>	生活支援課 (援護・自立支援班) 電話 383-9568
救援物資	<p>被害の程度により、必要に応じて日本赤十字社の災害救援物資（毛布、敷布、バスタオル、日用品セットなど）を支給します。</p>	
市営住宅への 仮入居	<p>※原則、住まいの確保は各自でお願いします。</p> <p>なお、自力で住宅を確保することが困難な場合で <u>市営住宅に空きがある場合に限り</u>、一時使用することができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市営住宅の一時使用申込 被災から2週間以内</li> <li>・市営住宅の一時使用期間 1ヶ月以内</li> </ul>	市営住宅課 電話 383-9545
ごみ・廃棄物 の処理	<p>火災で生じた廃棄物（粗大ごみ等）をクリーンセンターに持ち込む場合、手数料を免除する場合があります。</p> <p>申請手続きや、受け入れ可能な廃棄物の種類等についてはお問い合わせ下さい。</p>	クリーンセンター 電話 328-2326
り災証明書の 発行	<p>火災保険金の請求や税金の減免等で、り災証明書の提出を求められることがあります。</p> <p>り災証明書の発行については、消防局予防課または最寄りの消防署にお問い合わせ下さい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東消防署：334-0119</li> <li>・西消防署：323-0119</li> <li>・南消防署：397-0119</li> <li>・北消防署：338-0119</li> </ul>	消防局予防課 (調査担当) 電話 333-2171

## 2. 各種書類等の(再)発行手続きについて

項目	内 容	問い合わせ
住民登録	住家を変更し、長期間居住する場合は、住民票の異動をする必要があります。	市民課 電話 712-8649 行徳支所市民課 電話 359-1116
印鑑登録	印鑑登録証、実印のいずれかを紛失または焼失した場合、それまでの印鑑登録の廃止手続きをし、改めて印鑑を登録することになります。	大柏出張所 電話 339-3111 市川駅行政サービスセンター 電話 704-3113
マイナンバー (個人番号)	通知カードやマイナンバー(個人番号)カードの再発行の手続きを行います。	南行徳市民センター 電話 359-7891
運転免許証	①保険証、住民票等の本人確認書類 ②縦3cm×横2.4cmの6ヶ月以内に撮影した写真 ③手数料3,500円  詳細は警察署か運転免許センターにお問い合わせください。	市川警察署 電話 370-0110  行徳警察署 電話 397-0110  千葉県運転免許センター 電話 043-274-2000
健康保険証	○国民健康保険証被保険者証 ○後期高齢者医療保険被保険者証 本人確認証明(運転免許証、写真付きの身分証明書など)の提示により再発行します。 破損、汚損の場合はその保険証をご持参下さい。  ○社会保険・共済保険 →勤務先の担当者にお問い合わせください。	国民健康保険課 (資格給付担当) 電話 712-8532 (高齢者医療担当) 電話 712-8533  行徳支所福祉課 電話 359-1119  大柏出張所 電話 339-3111  市川駅行政サービスセンター 電話 704-3114  南行徳市民センター 電話 359-7891

障害者手帳	紛失、破損した場合は再交付申請書等を提出して再発行の手続きができます。	<p>障害者支援課 電話 712-8516</p> <p>行徳支所福祉課 電話 359-1119</p>
母子健康手帳	申請に基づき、再交付を行います。	<p>保健センター 電話 377-4551</p> <p>南行徳保健センター 電話 359-8785</p>
年金手帳 及び 年金証書	<p>○年金手帳 <b>国民年金加入の方</b> →市役所で申請ができます。 本人確認証明（運転免許証、保険証など）と認め印が必要です。 <b>厚生年金・共済年金加入の方</b> →勤務先を通じて再交付手続きを行って下さい。</p> <p>○年金証書 年金事務所または国民年金課に備えてある申請はがきに必要事項（基礎年金番号、年金コード等）を記入し、年金事務所に申請して下さい。</p>	<p>国民年金課 電話 712-8538</p> <p>行徳支所福祉課 電話 359-1119</p> <p>大柏出張所 電話 339-3111</p> <p>市川駅行政サービスセンター 電話 704-3114</p> <p>南行徳市民センター 電話 359-7891</p> <p>市川年金事務所 電話 704-1177</p>
通帳、キャッシュカード、クレジットカード、保険証（生命保険、損害保険）等	ご加入の金融機関、カード会社、保険会社（または取扱代理店）にお問い合わせください。	

### 3. 税・保険料・使用料の減免手続き等について

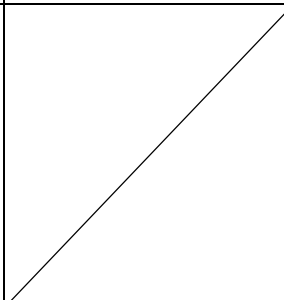
災害により住宅や家財などに損害を受けた場合、税金の徴収猶予や減額、免除等を受けられる場合があります。

項目	内容	問い合わせ
税・保険料 などの減免	○市民税・県民税 ※火災保険等に参加されている場合は対象にならない場合もあります。	市民税課 電話 712-8660
	○軽自動車税 ※原動機付自転車（125cc 以下）等が焼失した場合は廃車の手続きをして下さい。	
	○固定資産税・都市計画税	固定資産税課 電話 712-8667
	○国民年金保険料	国民年金課 電話 712-8538
	○国民健康保険税 ○後期高齢者医療保険料	国民健康保険課 （保険税担当） 電話 712-8534  高齢者医療担当 電話 712-8533
	○介護保険料	介護福祉課 （賦課徴収グループ） 電話 712-8542
保育料の減免	り災証明書を提出した上で保育料の減免を受けられる場合があります。	こども入園課 （事業管理グループ） 電話 711-1785
市税の 徴収猶予	災害により市税の納付が困難な時は、申請により納期限の延長や分割納付などを受けられる場合があります。	納税・債権管理課 電話 712-8653  行徳支所総務課 （税務グループ） 電話 359-1115
下水道事業 受益者負担金 の徴収猶予	災害により負担金の納付が困難な時は、その内容によって納期限の延期が認められる場合があります。	下水道経営課 電話 712-6539

#### 4. 公共サービス関係手続きについて

項目	内 容	問い合わせ
電話(NTT)	火災に遭った旨を伝え、必要な手続きの詳細についてお問い合わせください。	NTT (電話故障受付) 電話 116 携帯電話・PHS は 0120-116-116
ガス	都市ガスの場合、通常は消防署に火災の通報があると、消防署からガス会社に連絡が入り、ガス会社はメーターを外すなど閉栓処置を行います。  プロパンガスについては、取扱業者にお問い合わせください。	京葉ガス 電話 325-1049
電気	ご利用の電力会社にご連絡ください。 電気配線の修理・補修が必要な場合は、電気工事業者に依頼してください。	東京電力 エナジーパートナー 電話 0120-99-5556
水道	火災現場の後処理等が終わりましたら、水道局へ連絡し、給水閉栓の手続きをしてください。	千葉県水道局 電話 0570-001245 (ナビダイヤル)
郵便局	最寄りの郵便局で転居届（ハガキ）に新旧住所などを記入して提出すると、旧住所宛の郵便物は新住所に1年間転送されます。	

## 5. その他の手続きについて

項目	内 容	問い合わせ
雑損控除 災害減免法	確定申告で雑損控除または災害減免法を活用することで、所得税の軽減を受けることができます。	市川税務署 電話 335-4101
就学援助費	災害により生活が困窮し、義務教育に必要な学用品費や給食費等の支払いが困難になった時は、費用の一部援助を受けられる場合があります。  <b>※原則として市内に住所を有する方に限ります。</b>	通学している 小・中学校 または 就学支援課 (就学助成担当) 電話 704-0256
生活福祉資金 (社会福祉協議会)	災害により緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合、生活の立て直しに必要な費用の貸付を受けられる制度があります。	市川市社会福祉協議会 電話 320-4001
火災保険金	り災に伴う火災保険金の請求  詳細については、各保険会社にお問い合わせください。	

それぞれの詳しい内容につきましては、各担当部署にお問い合わせください。



市川市役所福祉部生活支援課  
平成30年10月作成